

### 【施設整備と社会福祉法人設立のスケジュール（概要）】

日 付	内 容
令和3年6月1日	事業者募集に関する資料を市ホームページに掲載
令和3年6月2日～ 6月18日	説明会資料の質問受付期間（FAX及び電子メールにて受付） ※ 送信確認の電話をしてください。
令和3年6月28日頃	質問に対する回答（Q&A）並びに募集要項及び応募書類様式 を市ホームページに掲載
令和3年7月5日～ 7月9日	事前協議書類の提出期間 ※ 早めの提出をお願いします。 <b>【社会福祉法人新規設立の場合】</b> 社会福祉法人設立に係る事前協議書及び資料は長寿支援 課へ提出
令和3年7月12日～ 7月30日	事前協議期間 ※ 事前協議を完了しなければ、応募書類提出は不可。 ※ 事前に電話で協議日時調整
令和3年8月2日～ 8月13日	応募書類の提出期間 <b>【社会福祉法人新規設立の場合】</b> 新規法人設立認可申請に係る書類は長寿支援課へ提出
令和3年8月～9月	応募書類の審査
令和3年9月中旬～ 10月中旬	・整備事業者候補者選定委員会による面接 ・久留米市社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査会による審査 ・久留米市社会福祉審議会による審議→整備事業者決定 <b>【社会福祉法人新規設立の場合】</b> 社会福祉法人の設立認可（登記後、必要書類提出） ・市から全応募者に選定結果を通知 ・選定結果を市ホームページで公表 ・定款変更（既存の場合）
令和3年10月末	決定事業者向け説明会
令和3年11月上旬～	・実施設計（選定時の指摘事項の反映） ・寄付や贈与の実行（新設の場合） ・補助金交付申請・決定 ・建築確認申請、建設工事業者の競争入札 ・建築工事着工
令和4年7月末	老人福祉法の施設設置認可申請、介護保険法の指定申請
令和4年9月	竣工及び現地確認
令和4年10月1日	施設設置認可、事業所指定